

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学（以下「本法人」という。）の教員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保護するとともに、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、もって産学連携に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教員等」とは、学長、副学長、国立大学法人宮城教育大学基本規則第12条に定める職員のうち研究活動に従事する者及び特任教員をいう。

- 2 この規程において「部署」とは、教員養成学系、附属図書館、附属教育研究施設、附属学校、事務局をいう。
- 3 この規程において、「所属長」とは、前項に規定する所属部署の長をいう。
- 4 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
 - 二 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
 - 三 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠
 - 四 商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標
 - 五 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10の2号に規定するプログラム並びに第10の3号に規定するデータベース
 - 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置
 - 七 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種
 - 八 一から七までに該当しないもののうち、秘匿することが可能な技術情報その他ノウハウの案出
- 5 この規程において「職務発明等」とは、本法人が費用その他の支援をして行う研究等又は本法人が管理する施設若しくは設備を利用して行う研究等に基づき、教員等が行った発明等であって、当該発明をするに至った行為が現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 6 この規程において「民間機関等」とは、宮城教育大学共同研究取扱規程第2条第2項に定めるものをいう。

第2章 専門部会

(発明等検討部会)

第3条 本法人の発明等に関して必要な専門的事項を審議するため、広報・研究振興室の下に、発明等検討部会（以下、「部会」という。）を置く。

- 2 部会で審議された事項は、広報・研究振興室に附議するものとする。

(組織)

第4条 部会は、以下の委員をもって構成する。

- 一 財務担当理事
 - 二 発明等をなした教員等が所属する部署の長
 - 三 研究・国際交流支援室長
 - 四 その他学長が必要と認める者
- 2 部会に部会長を置き、総務担当副学長をもって充てる。
- 3 部会は、以下の事項を審議する。
- 一 発明等の職務発明等への該当の有無
 - 二 本法人による当該発明等に係る権利の承継の可否
 - 三 その他発明等に関し必要な事項
- 4 部会は、必要に応じ当該教員等からヒアリングを行うことができる。
- 5 部会は、必要に応じ案件ごとに設置され、当該案件の終了（権利の満了、権利の放棄、拒絶査定確定）をもって解散する。

第3章 権利の帰属等

(権利の帰属)

- 第5条 教員等が職務発明等を行った場合において、第7条の規定により学長が当該発明等に係る権利を本法人が承継すると決定したときは、当該権利を本法人に譲渡するものとする。
- 2 学生が、教員等の指導の下で行った発明等に係る権利は、本法人に譲渡することができるものとする。
- 3 教員等と民間機関等との共同研究により生じた発明等に係る権利の帰属は、宮城教育大学共同研究取扱規程第12条による。

(発明等の届出)

- 第6条 教員等が、発明等をなしたときは、発明等届出書（別紙第1号様式）により、速やかに学長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、当該発明等に係る研究成果の公表（学会発表、専門誌への投稿、報道発表等）の3か月以前に行わなければならない。ただし、研究上その他やむをえない事情があるときは、この限りではない。この場合においては、当該事情を理由書（別紙第2号様式）にて届け出なければならない。

(権利の承継の決定)

- 第7条 学長は、前条の規定による届出があったときは、広報・研究振興室の議に基づき、当該発明等が職務発明等であるか否かを速やかに認定し、職務発明等であると認定した場合は、当該発明等に係る権利を本法人が承継するか否かの決定を行うものとする。
- 2 学長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を当該教員等に通知書（別紙第3号様式）により通知するものとする。

(任意譲渡)

第8条 学長が職務発明等ではないと認定した場合に、当該教員等から当該発明等を本法人に譲渡する申し出があったときは、学長は、広報・研究振興室の議を経て、当該発明等に係る権利を本法人が譲り受けるか否かの決定を行うものとする。

(譲渡証書等の提出)

第9条 教員等は、届出をした発明等に係る権利を本法人が承継すると決定した旨の通知を受けたとき及び前条の規定により承継することを決定したときは、譲渡申請書（別紙第4号様式）により譲渡証書（別紙第5号様式）その他必要な書類を添えて、速やかに学長に提出するものとする。

(出願等)

第10条 学長は、職務発明等の権利を本法人が承継すると決定したときは、速やかに出願等、必要な措置を講ずるものとする。

(制限行為)

第11条 教員等は、当該発明等について職務発明等に該当せず、又は当該発明等に係る権利を本法人が承継しない旨の決定を学長がした後でなければ、特許出願又は権利譲渡その他の処分行為をしてはならない。

(収入の配分)

第12条 発明等に係る権利の活用により本法人が収益を得た場合には、職務発明者に対価を支払うものとする。

2 前項の対価は、前年度の当該収益合計額の50%に相当する額とする。なお、本法人と職務発明者が覚書（別紙第6号様式）を交わすことにより、当該職務発明者に支払われる対価の一部又は全部を、当該職務発明者の個人研究費（学内予算）に振り替えることができる。ただし、個人研究費（学内予算）への振替は、職務発明者が本法人に在職する期間に限るものとする。

3 前項に規定する場合において職務発明者が複数いる場合は、譲渡証書において定めた権利持分により対価を分配するものとする。

4 前項に規定する場合において更に、発明者に教員等以外の者が含まれるときは、当該教員等以外の者に対しても、譲渡証書において定められた権利持分により対価を分配するものとする。

5 対価を受ける権利は、その権利に係る発明者等が本法人教員等の身分を失った以後も継続し、その権利に係る発明者等が死亡したときは、その相続人が承継する。

(秘密の保持等)

第13条 発明等の取扱いに関わる事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、当該発明等が公然知られるものとなるまでの間、当該発明等の内容その他発明に関する事項を他の者に漏らしてはならない。

(退職後の取扱い)

第14条 発明者が退職した場合において、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。

(庶務)

第15条 発明等に係る庶務は、研究・国際交流支援室が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (25規第19号制定)

- 1 この規程は、平成25年9月11日から施行する。
- 2 宮城教育大学教員等の発明に係る特許の取扱いに関する規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (29規第15号改正)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (30規第6号改正)

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則 (令3規程第43号改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

国立大学法人宮城教育大学長 殿

所 属

氏 名

印

発 明 等 届 出 書

下記発明等について、国立大学法人宮城教育大学発明等規程第6条第1項の規定に基づき届出いたします。

記

1. 発明等の名称

2. 発明者の所属

職

氏名

3. 発明等の種類（該当するものに☑）

特許

実用新案

意匠

商標

著作権

回路配置

品種

ノウハウ

4. 発明等に使用した経費、設備等の名称

5. 研究発表等の状況

6. 発明等の概要

7. その他参考となる事項（例：緊急度、外国特許の別等）

別紙第2号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

国立大学法人宮城教育大学長 殿

所 属
氏 名

印

理 由 書

下記発明等について、国立大学法人宮城教育大学発明等規程第6条第2項の規定に基づき、届出いたします。

記

1. 発明等の名称
2. 発明者の所属
職 氏名
3. 研究成果公表3か月以前に届出ができない理由

年 月 日

発明者
所 属
氏 名 殿

国立大学法人宮城教育大学長

通 知 書

年 月 日付けで届出のあった下記発明等は、職務発明等に
（ 該当する ・ 該当しない ）と認定し、当該発明等に係る権利は、本学が
（ 承継する ・ 承継しない ）ことに決定したので通知します。

記

1. 発明等の名称

2. 備 考

別紙第4号様式（第9条関係）

年 月 日

国立大学法人宮城教育大学長 殿

所 属

氏 名

印

譲 渡 申 請 書

年 月 日付けで通知のありました、発明等に係る権利の譲渡に必要な書類を下記のとおり提出いたします。

記

1. 発明等の名称

2. 発明者の所属

職

氏名

3. 別紙書類

- (1) 譲渡証書（別紙第5号様式）
- (2) 発明等の経過及び内容説明書（任意様式）
- (3) 図面
- (4) 外国特許出願調書（任意様式）
- (5) その他参考となる書類

住 所 仙台市青葉区荒巻字青葉149
譲受人 国立大学法人宮城教育大学長 殿

譲 渡 証 書

下記の発明等に係る権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

住所（居所）
譲 渡 人 印

住所（居所）
譲 渡 人 印

住所（居所）
譲 渡 人 印

住所（居所）
譲 渡 人 印

記

1. 発明等の名称

2. 持分割合

譲渡人氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%

覚 書

年 月 日

国立大学法人宮城教育大学発明等規程第12条に係る対価●●円について、個人研究費（学内予算）●●円に振り替えることを確認する。

所属：国立大学法人宮城教育大学
住所：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149
代表者：学長 ●● ●● 印

所属：国立大学法人宮城教育大学
住所：●●県●●市●●●●●●
氏名：●● ●● 印